

大規模災害等による技師資格更新延長及び年会費について

平成 28 年 10 月 14 日

一般社団法人 日本消化器内視鏡技師会

本技師会では被災された会員の皆様に、下記の支援・救済策を策定しましたのでお知らせします。
併せて被災地の早い復興を祈念いたします。

対象：本会に登録されている会員で、住所または勤務場所が内閣府発表の「平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係わる災害救助法の適用について【第 1 報】」（平成 28 年 4 月 15 日内閣府）に指定された地域の技師会員

http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160415_01kisya.pdf

被災による救済措置での更新延長について：

1. 更新年度にあたる場合、別紙「被災による救済措置での延長願」を技師会事務局に送付することにより、原則 1 年間の更新延長を認めることとします。
更新年度にあたる会員においては、更新が不可能な場合は申請と共に更新を 1 年間延長します。
2. 更新に該当しない年度であり、更新書類等が規程に満たない場合、更新年度に改めて「被災による救済措置での延長願」を提出して下さい。
なお、上記届用紙は（更新延長・年会費免除）の 2 種類を同一の書式で選択して下さい（更新年度にあたる場合複数選択可）。
3. 更新に必要な出席証明書等の紛失に関しては、出席された学会・研究会、機器取扱い講習会主催者の承認により代用することとします。
但し、当会主催の学会・研究会以外での出席証明書は該当となりません。
4. 更新延長となった場合、次回の更新時期は本来の更新年度となりますので、救済期間により更新までの年限が短くなりますことにご留意下さい。必要な出席証明書は更新までの 5 年間です。

被災による救済措置での年会費について：

1. 「被災による救済措置での救済願」を提出された場合、年会費は 1 年間の原則として免除します。
但し、年会費を既に納付されていた場合、年度の年会費を免除します。
2. 被災状況の改善が見られない等の場合、再度「被災による救済措置での救済願」を提出することにより、救済延長の措置をとることができます。ただし、延長は 2 年間に限ります。
3. 救済願を提出されなかった場合、通常の年会費納付となります。

なお、上記届用紙は（更新延長・年会費免除）の 2 種類を同一の書式で選択して下さい（更新年度の場合複数選択可）。また、上記以外で申し出のあった事項については、その都度対応することといたします。

会報等の送付について：

救済期間中も会報等の発送は通常通りといたします。送付先は申請書で届けられた住所となります。更新のお知らせ等は救済期間中であってもお送りいたしますので、更新延長に関する手続きをお取り下さい

申請書等は書類での申請とさせていただきます。82 円切手を同封して郵送して下さい

【申請書類送付先・問い合わせ先】

一般社団法人日本消化器内視鏡技師会 事務局

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 3-22-15 大林ビル 2F

TEL 03-5992-1520 FAX 03-5992-1521

補足：

年会費免除に関して（3年間の特例措置とする）

- ・申請（書類）により、救済として年会費を1年間免除します。期間は技師会会計年度（3月～2月）に適用されます。
- ・この猶予期間は、救済延長申請をされない場合は、通常の会員扱いとなります。
- ・該当年に払込済みの場合は翌年度に免除年度分を記録します
- ・年会費未納通知は会費年度不足分に関して通知する
- ・申請があった場合は救済措置として、申請年を除き会費未納があっても年会費納付が3回以内であれば会報を送付します
- ・例年2月の年会費未納通知を受けて、その時点で申請を行っていない場合は状況に応じて救済申請を行って下さい
- ・年会費救済措置は平成30年度年会費までを適応とし、その後は通常とします

更新の延期について（3年間の特例措置とする）

- ・該当年度（平成28年）にあたる場合、更新延長の申請（書類）により1年の延長を認めます
 - ・平成29年2月該当者（認定番号頭2桁が82,87,92,97,02,07,12）
→申請により平成30年2月迄を延長期間とする
 - ・何らかの事情により、更新書類が揃わない場合、再度申請により1年の更新延長を認めます
 - ・平成30年2月該当者（認定番号頭2桁が83,88,93,98,03,08,13）
更新のお知らせとして会報には掲載する
更新のお知らせ葉書は通常通り送付する
→更新不可能な場合、申請により平成31年2月迄を延長期間とする
 - ・平成31年2月該当者（認定番号頭2桁が84,89,94,99,04,09,14）
更新のお知らせとして会報には掲載する
更新のお知らせ葉書は通常通り送付する
→更新不可能な場合、申請により平成31年2月迄を延長期間とする
 - ・該当年度による救済措置は平成31年2月更新者までを適応として、この後は通常とします
但し、更新年度に再度延長申請が提出された場合は延長年限を優先します
- ※更新延長の措置を受けた場合でも、次期の更新は本来の更新年度となります

書類とされている分は、WEBからダウンロードし（平成29年度は会報掲載）、内視鏡技師会事務局に郵送して下さい

災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 市町村（勤務先または自宅住所に適用）

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市

下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町

日本消化器内視鏡技師会

大規模災害等による技師資格更新延長及び年会費免除措置申請書

(更新延長 ・ 年会費免除) 何れか又は更新年度の方は両方に○印をして下さい
私儀、この度、_____年 _____月 _____日より技師会会計年度の 1 年間、下記の理由により
日本消化器内視鏡技師会の (更新延長・年会費免除) を申請します。

平成 28 年 4 月の大規模災害によるもの (対象地域は別紙参照)

勤務先または自宅の災害指定市町村名 (_____)

*会員番号 _____ *氏名 _____ (印)

*連絡先 〒 _____

*TEL _____ E - mail _____

*印は記入必須

.....技師会事務局で手続き後、切り離して下半分を返信します。.....

日本消化器内視鏡技師会

大規模災害等による技師資格更新延長及び年会費免除措置申請書

(更新延長 ・ 年会費免除) 何れか又は更新年度の方は両方に○印をして下さい
返信後本書を保管して下さい

私儀、この度、_____年 _____月 _____日より技師会会計年度の 1 年間、下記の理由により日
本消化器内視鏡技師会の (更新延長・年会費免除) を申請します。

平成 28 年 4 月の大規模災害によるもの

勤務先または自宅の災害指定市町村名 (_____)

*会員番号 _____ *氏名 _____ (印)

*連絡先 〒 _____

*TEL _____ E - mail _____

平成 _____年 _____月 _____日

更新期間の延長・該当年度年会費の免除を認めます。

日本消化器内視鏡技師会 (印)